

子育て中の お母さん、お父さんへ

子どもたちが遊び
親たちも楽しめる
そんな交流の場があります。
親子で手をつないで
ぜひ遊びに来てください。



ひだまりっこ
「おえかき遊び」
6月6日(大林児童館)



御代田町子育て支援事業 7月の予定 児童館事業の紹介

夏のつどい

毎年恒例となりました、夏のつどいを各館で開催します。
東原児童館 7月26日(金)
平和台児童館 7月30日(火)
大林児童館 7月30日(火)
参加費 一人100円
*開催時間や締め切り等詳しい内容は各児童館にお問い合わせください。

三館合同ひだまりっこ

7月9日(火)
リトミック
受付 10時~10時20分
10時30分開始

場所 エコールみよた
あつもりホール

講師 牛草 超子 先生

持ち物 飲み物(お茶か水)、
汗ふきタオル

運動のできる服装でお越し下さい。

はだしになって遊びます。

「ひだまりっこ」の予定

平和台児童館

7月2日(火)
《レッツイングリッシュ》

7月5日(金)
《風鈴を作ろう!》

7月12日(金)
《お船作り》

7月16日(火)
《身体測定》

7月19日(金)

《水あそび》

※雨天の場合は、室内でのあそびになります。

7月23日(火)

《お話し会》

うえさんとたかさんがあそびに来てくれます。

東原児童館

7月3日(水)

《七夕飾り作り》

7月17日(水)

《お話し会》

うえさんとたかさん登場

7月24日(水)

《プールあそび》

夏ならではのあそびを楽しみましょう。

大林児童館

7月4日(木)

《七夕飾りを作ろう》

7月18日(木)

《しゃぼん玉あそび》

7月25日(木)

《プールあそび》

※プールあそびでは、3館共通して水着・タオル・帽子を持参してください。また天候により予定が変更になる場合もあります。

※活動によっては、持ち物などが必要な場合があります。詳しい内容は、各児童館にお問い合わせください。

先生の 今月のひょうと



今回は
大林児童館
柳澤館長です

七夕飾りの意味

皆さんは、七夕飾りの一つひとつに、それぞれの意味があることを知っていますか？

☆短冊：字が上手になるようにとの願いを込めて、文字で願い事を書いて飾る。

☆野菜：豊作(食べ物に不自由しないように)の願いを込めて、スイカやキュウリなど野菜の形の飾りを飾る。

☆貝：海の恵みを受けられるようにとの願いを込めて飾る。

☆ちようちん：織姫と彦星に明かりをささげるために飾る。

☆縫い飾り：裁縫が上達するようにとの願いを込めて、布や糸を表した飾りを飾る。

☆ひし形つなぎ：裁縫が上達するようにとの願いを込めて、着物や幕などの布の模様を表した飾りを飾る。

☆星：織姫と彦星を表して星を飾る。

☆網：魚を捕る網の形の飾りを飾る。

☆吹き流し：はた織りが上達するようにとの願いを込めて、織り糸を垂らした様子を表した飾りを飾る。

飾りの意味を子どもたちと話しながら、飾りを作ってみても良いですね。

問い合わせ先

- ・町民課(こども係) (32)3111(内線47・74)
- ・平和台児童館 (32)5800
- ・東原児童館 (32)5769
- ・大林児童館 (32)0154



今月は、保健師の
嶋崎典子さんです。

Kids generation



医薬品による2つの健康被害 救済制度の違いについて

●10か月健診時に撮影した写真を2か月に分けて紹介しています。

健康被害救済制度には「予防接種健康被害救済制度」と「医薬品副作用被害救済制度」があります。どちらも医薬品の副作用等による被害を受けられた方を救済する公的な制度ですが、それぞれの制度に該当する内容は違います。

「予防接種健康被害救済制度」

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。

「医薬品副作用被害救済制度」

病院・診療所で投薬された医薬品、薬局などで購入した医薬品を適正に使用したにもかかわらず副作用によって入院しなければならない程度の疾病や障害などの健康被害を被った場合に救済給付を行います。

なお、次のような場合は救済の対象にはなりません。

- 医薬品の製造販売業者などに明らかに損害賠償責任がある場合。
- 救命のためにやむを得ず通常の使用量を超えて医薬品を使用し、健康被害の発生があらかじめ認識されていたなどの場合。
- 医薬品の副作用において、健康被害が軽度な場合や請求期限が経過した場合。
- 医薬品を適正に使用していなかった場合。
- 対象除外品(抗がん剤、免疫抑制剤など)による健康被害の場合。

救済給付の請求

給付の請求は、副作用や感染などによって健康被害を受けた本人またはその遺族が直接、医薬品医療機器総合機構へ行います。

救済制度についての詳細は

- ホームページのご案内
<http://www.pmda.go.jp>
- 救済制度相談窓口
電話番号
0120・149・931 (フリーダイヤル)
受付時間
(月～金)
9時～17時30分[祝日・年末年始を除く]

